

ものではないときは、当該宅地建物取引業者は、売主に対して、512条の報酬請求権を取得することができないとしている（最判昭44.6.26）。なぜなら、この場合、単に買主のためにする意思をもつてした仲介行為により契約が成立し、その行為の反射的利益が相手方当事者たる売主に及ぶだけだからである。

4 商事債権

(1) 商事法定利率

ア 意義

商人間において、金銭の消費貸借が行われたときは、特約がなくとも、貸主は当然に法定利息を請求することができる（513条1項）。

そして、商行為により生じた債務に関しては、法定利率は年6分とされている（514条）。通常、商取引においては、資金が効率的に運用されるからである。

イ 514条の「商行為」について

判例は、514条の「商行為」には、債権者にとって商行為であるものも債務者にとって商行為であるものも両方含まれるとしている（最判昭30.9.8）。

(2) 商事債権の消滅時効

商行為により生じた債権は、別段の定めがある場合を除いて5年で時効消滅する（522条本文）。商取引における決済の迅速性を考慮したためである。

「商行為によって生じた債権」とは、債権の発生原因が商行為であるものに限られるが、商行為によって生じた債権が変形したものであって、商行為によって生じた債権と実質的に同一性を有すると認められるものを含む。例えば、商行為によって生じた債務の不履行による損害賠償請求権、商行為である契約の解除による原状回復請求権なども「商行為によって生じた債権」にあたると解されている。

これに対し、判例は、利息制限法の制限を超える利息等の不当利得返還請求権は、商行為性が否定され、その消滅時効期間は民法上の債権として10年としている（最判昭55.1.24）。

5 商事債権の担保

(1) 多数当事者の債務

ア 多数債務者の連帯

数人の者がその1人または全員のために商行為となる行為によって債務を負担したときは、その債務は、各自が連帯して負担する（511条1項）。連帯債務とすることで、債務者側の責任が加



法定利率について

民法上、特約がなければ金銭の消費貸借契約において利息は発生しません（民法587条参照）。

また、民事法定利率は、年5分です（民法404条）。



商事法定利率の適用を受ける例・受けない例

商事法定利率の適用を受ける例としては、退職金の遅延損害金支払債務があげられます（最判昭29.9.10）。また、適用されない例としては、会社法429条1項の損害賠償債務（最判平元.9.21）があげられます。



民法上の債権の消滅時効期間

原則として10年です（民法167条1項）。



多数債務者の連帯

数人の債務者がある場合、民法上は、別段の意思表示がなければ、原則として各債務者は平等の割合で義務を負うにとどまります（民法427条）。

重される一方、債権者側からみると債務の履行が確実になり、商取引の信用が強化される。

イ 保証人の連帯

保証人がある場合において、債務が主たる債務者の商行為によって生じたものであるとき、または保証が商行為であるときは、主たる債務者および保証人が各別の行為によって債務を負担したときであっても、その債務は、各自が連帯して負担する（511条2項）。これにより、企業取引における債務の履行を確実にすることによって債権者の保護を強化し、もって取引の安全と敏活を実現するとともに企業金融の円滑を図ることができる。

(2) 流質契約の許容

商行為によって生じた債権を担保するために設定した質権については、弁済期前に、質権者に弁済として質物の所有権を取得させる旨の契約（流質契約）をすることができる（515条）。債務者が商人である場合には、商人は自己の利害を冷静に判断することができるので、これを特に保護する必要がなく、また、契約による質物の処分を禁止すると、商人の金融の途が閉ざされてしまうからである。

(3) 商人間の留置権

ア 意義

商人間においてその双方のために商行為となる行為によって生じた債権が弁済期にあるときは、債権者は、その債権の弁済を受けるまで、その債務者との間における商行為によって自己の占有に属した債務者の所有する物または有価証券を留置することができる（521条本文）。これにより、商人間の継続的取引関係が維持され、商取引の迅速化を図ることができる。

イ 民事留置権と商事留置権

民法上の留置権が成立するには、被担保債権と留置物との牽連性（「その物に関して生じた債権」であること）が必要である（民法295条）。

これに対し、商人間では、被担保債権と留置物との個別的牽連性がなくても、留置権が成立する。ただし、被担保債権は当事者双方のために商行為となる行為によって生じたことが必要であり、また、留置物が債務者所有の物または有価証券であることが必要である。



保証人の連帯

民法では、特約がない限り保証は連帯保証になりません（民法454条参照）。



「保証が商行為であるとき」とは

判例によると、「保証が商行為であるとき」とは、①保証契約の締結が保証人にとって商行為である場合（EX 保証人が銀行である場合）のほか、②債権者にとってのみ商行為である場合（EX 債権者が銀行である場合）を含みます（大判昭14.12.27）。



流質契約の禁止（民法）

民法では、弁済期前の流質契約は禁止されています（民法349条）。これは、債務者が少額の債務のために高価なものを質物として提供せられたうえに、「流質」によってそれを失うことを防止するためです。



不動産留置の可否

賃貸借契約終了により土地の返還をYに求めたXに対して、賃貸借契約継続中にXに対して取得した運送委託料債権を被担保債権とする商法521条の留置権が成立しているとしてYがその返還を拒んだという事案において、判例（最判平29.12.14）は、条文の文言上、何らの制限もないこと等を理由として、不動産についても留置権が成立するとして、Yの主張を認めました。

Point 民事留置権と商事留置権

	被担保債権	目的物
民法上の留置権 (民法295条)	その物に関して生じた債権 被担保債権と目的物との間に牽連関係があること	その物
商人間の留置権 (商法521条)	商人間の双方的商行為によって生じた債権	債務者との間における商行為によって債権者が占有を取得した債務者所有の物・有価証券
代理商の留置権 (商法31条、会社法20条)	営業主(会社)のために取引の代理・媒介をしたことによって生じた債権	営業主(会社)のために占有する物・有価証券
問屋の留置権 (商法557条・31条)	委託者のために物品の販売・買入れをしたことによって生じた債権	委託者のために占有する物・有価証券
運送取扱人の留置権 (商法562条)	委託を受けた運送品に関して受け取るべき報酬、運送賃、その他委託者のためにした立替金・前貸金	その運送品
運送人の留置権 (商法589条・562条)		

[民法と商法の比較]

		民法	商法
代理	顕名	必要 (民法99条1項)	不要 (商法504条本文) 代理人が代理意思を有することについて善意無過失の相手方は、本人のほか、代理人に対して履行を請求することができる (商法504条ただし書、最判昭43.4.24)
	本人 死亡	代理権が消滅 (民法111条1項1号)	商行為の委任による代理権は消滅しない (商法506条)
契約の 承諾		明示または默示の承諾がなければ契約は成立しない (民法526条)	平常取引者からの営業部類内の申込みに対して遅滞なく諾否の通知をしないときは承諾擬制 (商法509条2項)
受領物品 保管		契約の申込みと共に受領した物品の保管義務はない (保管したときは事務管理となる)	申込みを拒絶する場合でも、申込者の費用で保管義務を負う (商法510条本文)
多数 債務者		原則として分割債務 (民法427条)	連帯債務 (商法511条1項)
連帯保証		特約がある場合のみ成立 (民法454条参照)	債務が主債務者の商行為によって生じたときまたは保証が商行為であるときは、当然に連帯保証となる (商法511条2項)
報酬 請求権		委任・寄託など原則として無償 (民法648条1項、665条等)	営業の範囲内で他人のためにした行為につき当然に報酬を請求することができる (商法512条)
金銭消費 貸借の 利息		原則として無利息 (民法587条参照)	貸主・借主とも商人であるときは、当然に利息請求権発生 (商法513条1項)
法定利率		年5分 (民法404条)	年6分 (商法514条)
流質契約		弁済期前は禁止 (民法349条)	許容 (商法515条)
留置権		物と債権の牽連性が必要 (民法295条)	商人間において、双方のために商行為である行為によって生じた債権について、債務者の所有する物または有価証券との牽連性不要 (商法521条本文)
債権の 消滅時効		原則として10年 (民法167条1項)	原則として5年 (商法522条本文)